

4年度市職員採用試験(追加募集) 市職員 4職種追加募集

来年4月採用の市職員採用試験(追加募集)を実施します。

■募集職種(人数)、応募要件

一般事務「障がい者」(1名程度)

▷介護者なしで職務を遂行できる▷身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている▷平成4年4月2日～平成17年4月1日生まれの人——など

土木技師(1名程度)

▷昭和62年4月2日～平成17年4月1日生まれの人

保健師(1名程度)

▷平成4年4月2日～平成17年4月1日生まれの人▷保健師免許がある、または取得見込み

消防士(1名程度※性別問わず)

▷平成10年4月2日～平成17年4月1日生まれ(その他、身長や体重などの応募要件があります)

■一次試験日時・会場

12月4日(日)、8時45分～
市役所本庁舎大会議室(3階)

■募集締切

11月22日(火) ※17時15分必着

■応募・問い合わせ

市総務課 ☎62-2111 内線112
〒028-0592 遠野市中央通り9-1
市役所とびあ庁舎内



詳しくはこちら
市ホームページまたは
問い合わせください。

マイナンバーカード作りがより便利に!

カード申請・交付 総合窓口 サービス 拡充

10月に市役所とびあ庁舎に設置した「マイナンバーカード総合窓口」の機能を強化します。カード申請時は、国から届いた「申請書」を必ず持参してください。



■機能強化3つのポイント

01 毎週木曜日(10日～) 窓口を19時まで開設

11月10日から、毎週木曜日の窓口開設時間を延長。19時までカードの受け取りなどができます。※前日までに要予約

※上記「01」の窓口延長は、宮守総合支所でも実施します

02 とびあ庁舎の窓口でカード申請お手伝い

11月10日から、とびあ庁舎の総合窓口でカード申請手続きができます。国から届いた申請書を持って窓口へ!

03 新型コロナワクチン接種会場でカード申請受付開始(会社などに出張して行う申請サポートも実施中)

ワクチン接種会場でのカード申請受付を始めます。

■日程/市総合福祉センター▷11月13(日)・26(土)・27(日)、12月3(土)・18(日)/みやもりホール▷12月10(土)・11(日) ■時間/9時～17時
※市職員が市内企業などに出張して申請を受け付けることも可能です。まずは気軽に相談ください。

■問い合わせ 市総務課(マイナンバー担当) ☎62-2111

市内一部区域が対象 住宅新築後、引っ越し前に 「住居番号付定」手続きを

左の対象区域に住宅を新築した場合、引っ越し(住所を変える)前に「住居番号付定」手続きが必要です。手続きは現地調査があるため、申請から決定まで1週間程かかります。

■対象区域

▽上組町▽材木町▽穀町▽東館町▽中央通り▽新穀町▽大工町▽新町▽六日町▽下組町▽鶯崎町▽東上組町▽東穀町▽早瀬町一丁目▽四丁目

■手続きのタイミング

建築中の建物に玄関が取り付けられた後

■手続きをしないと:

住所を変える手続きがすぐできず、1週間程遅れます。

■申請・問い合わせ

市市民課 ☎62-2111 内線143

電力・食料品などの価格高騰対策

「電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」

住民税非課税世帯などに5万円

市は国の支援を受け、住民税非課税世帯などを対象に1世帯5万円を支給します。受給希望者は、手続きが必要です。

■対象世帯と受給手続き

対象世帯	受給手続き
1 本年9月30日時点で市内に住所があり、「世帯全員の令和4年度住民税均等割が非課税」の世帯	「確認書」を提出(郵送) ※確認書は11月下旬までに、対象と思われる世帯の世帯主あてに発送予定
2 上記1に該当し、本年1月2日以降、本市に転入した人がいる世帯	「申請書」を提出(郵送) ※「申請書」は11月下旬までに、対象となる可能性がある世帯の世帯主あてに発送予定
3 1・2に該当しない世帯のうち、本年4月～12月の間に予期できない収入の減少により、家計が急変し、収入が住民税非課税と同水準になった世帯	まずは、市福祉課に相談 ※申請者の状況に応じて必要書類が異なりますので、市福祉課に相談ください。

※暴力(DV)などを理由に避難している人も受給できる場合があります。詳しくは問い合わせください。

■問い合わせ 市福祉課 ☎68-3191、68-3192、68-3193

新型コロナの傷病手当 国保・後期高齢者医療制度 被扶養者対象の傷病手当金

新型コロナの感染または発熱などにより感染が疑われる対象者が仕事を休んだ場合、「傷病手当金」を受給できます。

■対象者

国民健康保険または後期高齢者医療制度の被保険者で、新型コロナウイルスの影響で就労できず、給与などの支払いを受けられない人

■対象期間

令和2年10月1日から本年12月31日※入院が継続する場合などは最長1年6カ月

■支給期間

休んだ期間のうち4日目以降

■支給額

継続した直近3カ月間の給与収入額÷就労日数×3分の2×休んだ日数(上限額あり)

■問い合わせ 市市民課 ☎62-2111 内線144

新型コロナワクチン情報

国の基準に基づく変更点と新情報を紹介します。

■変更点

オミクロン株対応ワクチンの接種間隔が3カ月に変更前 5カ月以上の間隔を空ける
変更後 3カ月以上の間隔を空ける

■新情報 6カ月～4歳児のワクチン接種が可能に
11月下旬から、生後6カ月～4歳の子どものワクチン接種が可能になります。

※詳しくは、対象者に送付するお知らせを確認ください。